

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

立川市特別職報酬等審議会条例（昭和39年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び<u>教育長</u>の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 委員は、市内の公共的団体等の代表者その他<u>市内に住所を有する者</u>のうちから、必要のつど市長が任命する。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職報酬等」という。）の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項本文の規定により、立川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 委員は、市内の公共的団体等の代表者その他<u>住民のうちから</u>、必要のつど市長が任命する。</p> <p>3 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。